

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和5年10月31日

一般社団法人日本カバディ協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.~

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------------------|--|---|--|
| 1 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること | 【審査基準 (1) について】 「一般社団法人日本カバディ協会中長期基本計画」(2021年4月から2024年3月)という中長期計画を策定している。今後、2024年3月迄に、2024年4月から2027年3月の中長期計画を策定する。 【審査基準 (2) について】 「一般社団法人日本カバディ協会中長期基本計画」を当協会HPにて公開している。 参考URL：https://www.jaka.jp/ 【審査基準 (3) について】 計画策定に当たっては、理事会や実行委員会などの会議で、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。 | 1. 「一般社団法人日本カバディ協会中長期基本計画」 2. 「一般社団法人日本カバディ協会令和2年度第5回理事会議事録」 |
| 2 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること | 【審査基準 (1) について】 人材の採用及び育成に関する計画は、「一般社団法人日本カバディ協会中長期基本計画」に盛り込まれている。また、ガバナンス及びコンプライアンスに係る知見を有する顧問弁護士と、2021年4月に契約し、現在も日常的なサポートを受けられる体制をとっている。 【審査基準 (2) について】 「一般社団法人日本カバディ協会中長期基本計画」を当協会HPにて公開している。 参考URL：https://www.jaka.jp/ 【審査基準 (3) について】 計画策定に当たっては、理事会や実行委員会などの会議で、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。 | 1. 「一般社団法人日本カバディ協会中長期基本計画」 2. 「一般社団法人日本カバディ協会令和2年度第5回理事会議事録」 |
| 3 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること | 【審査基準 (1) について】 財務の健全性確保に関する計画は、「一般社団法人日本カバディ協会中長期基本計画」に盛り込まれている。また、予算・決算関係は、理事会での審議、監事による監査報告を受けたあと、社員総会にて承認を受け、公表している。 【審査基準 (2) について】 「一般社団法人日本カバディ協会中長期基本計画」を当協会HPにて公開している。 参考URL：https://www.jaka.jp/ 【審査基準 (3) について】 計画策定に当たっては、理事会や実行委員会などの会議で、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。 | 1. 「一般社団法人日本カバディ協会中長期基本計画」 2. 「一般社団法人日本カバディ協会令和2年度第5回理事会議事録」 3. 「一般社団法人日本カバディ協会令和5年度社員総会議事録」 |
| 4 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること | 【審査基準 (1) について】 外部理事の割合は、2022年5月役員改選時において理事20名中6名となり30%(目標割合25%)である。引き続きこの割合を維持または増加を視野に入れ次期役員(2024-2025年度)の改選までに準備する。 【審査基準 (2) について】 女性理事の割合は、2022年5月役員改選時において理事20名中4名となり20%(目標割合40%)である。女性理事は1名増加にとどまったが、各委員会に女性を配置した。引き続き育成し、目標である2024年の役員改選時には女性理事の割合増加(20%→40%)を達成する。 | 4. 「令和5年度役員名簿」 5. 「役員を選任に関する規程」 6. 「役員候補者選考委員会規程」 |
| 5 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること | 【審査基準 (1) について】 当協会では評議員を置いていないため、この項目は該当しない。 | なし |
| 6 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること | 【審査基準 (1) について】 アスリート委員会を設置しており、最低年に1回委員会を開催している。 【審査基準 (2) について】 委員会は現在男性3名、女性2名で、選手経験者及び現役選手で構成されている。 【審査基準 (3) について】 委員長には理事を入れ幅広い意見を組織運営に反映させている。 | 7. 「アスリート委員会名簿」 8. 「令和4年度第1回アスリート委員会会議事録」 9. 「アスリート委員会規程」 |
| 7 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること | 【審査基準 (1) について】 理事の定数は、「定款」第11条において、10名以上25名以内となっており、現在は20名の理事、1名の監事により理事会を構成している。メンバーは、女性、地方、法務関係者、大学教授等多様性を考慮し、また2022年度は、定時理事会年2回を含めた年7回の理事会を開催しており、実効性の確保に努めている。また、機関決定を迅速に行うため、8つの委員会を設け、理事を複数名配置している。 | 4. 「令和5年度役員名簿」 |
| 8 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること | 【審査基準 (1) について】 「役員を選任に関する規程」第4条において、役員は選任時にその年齢が70歳未満でなければならないと定めている。 | 5. 「役員を選任に関する規程」 |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------------------|---|---|---|
| 9 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること | 【審査基準(1)について】 「役員を選任に関する規程」第8条において、役員の新任期間は、最初に就任した期間から最大で連続5期(10年)までと定めている。ただし今回は同条の例外措置を適用する。 | 5. 「役員を選任に関する規程」 |
| | | | 【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】 ガバナンスコード遵守に係る関係規程・規則改定などの体制整備の検討及び手続きには一定期間を要することが見込まれるため、また、2023年は最大目標であるアジア競技大会(2022年から延期)が開催されることもあり、該当者に対し、激変緩和措置を適用した。 ただし、次期役員(2024-2025年度)の改選までに、理事の新陳代謝を図るための計画を策定し、組織として合意形成を行っていく。 | 4. 「令和5年度役員名簿」 |
| 10 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること | 【審査基準(1)について】 役員については、役員候補者選考委員会を設置して検討しており、その選出方法及び選出過程について理事会の関与を受けていない。 また、役員候補者選考委員会規程に則り選出された同委員会のメンバーは、外部有識者や女性を含めて編成されている。 | 6. 「役員候補者選考委員会規程」 10. 「令和4年度役員候補者選考委員会議事録」 |
| 11 | [原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。 | (1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要の規程を整備すること | 【審査基準(1)について】 役職員、すべての関係者に対する法令順守については倫理規程を整備している。 今後、社会的状況の変化など、組織運営に必要な規定の見直しを適宜図る。 | 11. 「定款」 12. 「倫理規程」 |
| 12 | [原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか | 【審査基準(1)について】 定款をはじめ、倫理規程、会員に関する規程、社員総会規程、理事会規程、専門委員会規程、経理規程、事務局規程、登録選手規程等、現在の法人運営に必要な一般的な規程を整備している。 今後、社会的状況の変化など、組織運営に必要な規程の見直しを適宜図る。 | 11. 「定款」 12. 「倫理規程」 13. 「会員に関する規程」 14. 「社員総会規程」 15. 「理事会規程」 16. 「専門委員会規程」 17. 「経理規程」 18. 「事務局規程」 19. 「登録選手規程」 |
| 13 | [原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか | 【審査基準(1)について】 事務局規程、情報公開規程、個人情報保護規程等、現在の法人業務に必要な一般的な規程を整備している。 今後、社会的状況の変化など、組織運営に必要な規程の見直しを適宜図る。 | 18. 「事務局規程」 20. 「情報公開規程」 21. 「個人情報保護規程」 |
| 14 | [原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか | 【審査基準(1)について】 役員等の報酬並びに費用に関する規程、給与規程等、現在の役職員の報酬等に必要な一般的な規程を整備している。 今後、社会的状況の変化など、組織運営に必要な規程の見直しを適宜図る。 | 22. 「役員等の報酬並びに費用に関する規程」 23. 「給与規程」 |
| 15 | [原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか | 【審査基準(1)について】 定款をはじめ、経理規程、寄附金等取扱規程、特定費用準備資金等取扱規程等、現在の法人の財産に必要な一般的な規程を整備している。 今後、社会的状況の変化など、組織運営に必要な規程の見直しを適宜図る。 | 11. 「定款」 17. 「経理規程」 24. 「寄附金等取扱規程」 25. 「特定費用準備資金等取扱規程」 |
| 16 | [原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか | 【審査基準(1)について】 寄附金等取扱規程、特定費用準備資金等取扱規程等、現在の財政的基盤に必要な一般的な規程を整備している。 今後、社会的状況の変化など、組織運営に必要な規程の見直しを適宜図る。 | 24. 「寄附金等取扱規程」 25. 「特定費用準備資金等取扱規程」 |
| 17 | [原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。 | (3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること | 【審査基準(1)～(3)について】 代表選手を決定するまでの選考プロセス、選手の権利保護等を明確にするため、「強化指定選手・日本代表選手及び日本代表コーチングスタッフの選考等に関する規程」を2022年4月の理事会で承認、同日より適用している。 | 26. 「強化指定選手・日本代表選手及び日本代表コーチングスタッフの選考等に関する規程」 |
| 18 | [原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。 | (4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること | 【審査基準(1)について】 審判員の公平かつ合理的な選考のため、「審判員規程」を2022年4月の理事会で承認、同日より適用している。 | 27. 「審判員規程」 |
| 19 | [原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。 | (5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること | 【審査基準(1)について】 2021年4月より弁護士との顧問契約を締結しており、日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保している。 また、財務関係についても、会計事務所にも日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保している。 【審査基準(2)について】 役職員に法的知識を有する者を一部配置している。その他、今後外部研修等の受講を実施していくことを検討していく。 | 28. 「弁護士との顧問契約書」 |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------------|--|---|--|
| 20 | [原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。 | (1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること | <p>【審査基準 (1) について】</p> <p>コンプライアンス委員会に相当する倫理委員会を設置しており、最低年に1回委員会を開催している。</p> <p>【審査基準 (2) について】</p> <p>役割と権限事項を明確にするために、「倫理規程」を、2022年3月に改定。</p> <p>【審査基準 (3) について】</p> <p>委員会は現在、男性4名、女性1名の理事で構成されており、幅広い意見を組織運営に反映させている。</p> | 12. 「倫理規程」 29. 「倫理委員会名簿」 30. 「令和4年度第1回倫理委員会会議事録」 |
| 21 | [原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。 | (2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること | <p>【審査基準 (1) について】</p> <p>倫理委員会は、専務理事を委員長とし、弁護士を含めて委員会を構成している。</p> | 29. 「倫理委員会名簿」 |
| 22 | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること | <p>【審査基準 (1) について】</p> <p>役職員に対しては、倫理委員会が、理事会等でガバナンスコードにおいて定められている法令遵守の周知を行っている。また、競技団体等を対象に行われている研修会に、積極的な参加を行っている。</p> <p>2022年度は、理事会時に、NF総合支援センター法務サポートやJSC主催研修での資料を使い、ガバナンス研修会、コンプライアンス研修会を実施した。</p> | 31. 「一般社団法人日本カバディ協会令和4年度第3回理事会議事録」 32. 「NF総合支援センター法務サポートにおけるスポーツ団体ガバナンスコード等に関する研修会_講義資料」 33. 「一般社団法人日本カバディ協会令和4年度第5回理事会議事録」 34. 「NF総合支援センター法務サポートにおけるスポーツ団体ガバナンスコード等に関する研修会 (第3回)」 35. 「一般社団法人日本カバディ協会令和4年度第6回理事会議事録」 36. 「令和4年度SGW登録団体対象コンプライアンス研修【概要版】」 |
| 23 | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること | <p>【審査基準 (1) について】</p> <p>2023年1月に「アンチ・ドーピング研修会」、「コンプライアンス研修会」を開催し、日本代表候補のアスリート、指導者及びサポートスタッフ向けに、アンチ・ドーピングにおける考え方、スポーツの価値と団体としての役割・コンプライアンスからJSCスポーツ・インテグリティ・ユニットの紹介や周知等を行い、コンプライアンス教育を実施している。</p> | 37. 「2023コンプライアンス研修会事業実施報告書」 38. 「2023アンチ・ドーピング研修会事業実施報告書」 39. 「【JSC】スポーツ団体向けコンプライアンス研修_20220225_26」 |
| 24 | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること | <p>【審査基準 (1) について】</p> <p>現在、審判員向けのコンプライアンス研修は実施できていない。</p> <p>今後、倫理委員会が、2023年3月末までにコンプライアンス教育のための計画を立案し、合宿や国内大会等の中でコンプライアンス研修の時間を設け、教育を実施していく。</p> | なし |
| 25 | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けられることができる体制を構築すること | <p>【審査基準 (1) について】</p> <p>税務、会計等に関しては、会計事務所と契約し、サポートを日常的に受けられる体制を構築している。</p> <p>法務に関しては、2021年4月より弁護士との顧問契約を締結し、日常的なサポートを受けられる体制を構築している。</p> <p>【審査基準 (2) について】</p> <p>問題があれば、法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けられる体制を構築している。</p> | 4. 「令和5年度役員名簿」 |
| 26 | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること | <p>【審査基準 (1) について】</p> <p>財務・経理の日常処理は、適切に行い公正な会計原則を順守するため、会計事務所を含め複数のチェック体制を行っている。</p> <p>【審査基準 (2) について】</p> <p>「役員の選任に関する規程」第3条第4項に則り、監事は経理の経験者から選任をしている。</p> <p>【審査基準 (3) について】</p> <p>各事業年度決算においては、監事による監査報告書の提出を行っている。</p> | 4. 「令和5年度役員名簿」 5. 「役員の選任に関する規程」 12. 「倫理規程」 17. 「経理規程」 40. 「令和4年度監査報告書」 |
| 27 | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること | <p>【審査基準 (1) について】</p> <p>国庫補助金等に関しては、審査基準やガイドラインを遵守し、要綱等の定めに従って適正に処理している。理解を深めるため説明会には毎回出席し、日本スポーツ振興センターから定期的に現地検査も受けている。</p> | 41. 「JSCの助成金に係る要領」 |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|------------------------|---|--|--|
| 28 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと | 【審査基準 (1) について】 財務情報等について、法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、監査報告、役員名簿、他）を事務所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。 事業・決算報告書をはじめ、各種規程・書類等をHPで開示している。 < https://www.jaka.jp/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0/%E8%A6%8F%E7%A8%8B%E9%A1%9E/ > | 一般社団法人日本カバディ協会HP開示 |
| 29 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること | 【審査基準 (1) について】 ▪ 日本代表選手選考要項等をWEBサイトで公開している。 < https://www.jaka.jp/20230912-2/ > 選手選考に関しては、全日本選手権大会で行う旨を、大会要項に記載しHPに開示している。また、大会代表者会議において、当協会強化部が公平かつ合理的に選考し、理事会の承認を受け決定する旨を各チーム代表者に伝えている。 | 42. 「第33回全日本カバディ選手権大会要綱」 43. 「第33回全日本カバディ選手権大会参加手続き及び代表候補選考等について」 26. 「強化指定選手・日本代表選手及び日本代表コーチングスタッフの選考等に関する規程」 |
| 30 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること | 【審査基準 (1) について】 ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等については、「スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明」を、当協会HPに開示している。 < https://www.jaka.jp/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0/%E8%A6%8F%E7%A8%8B%E9%A1%9E/ > | 一般社団法人日本カバディ協会HP開示 |
| 31 | [原則8] 利益相反を適切に管理すべきである | (1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること | 【審査基準 (1) について】 「利益相反規程」を2022年2月の理事会で承認、同日より適用している。 【審査基準 (2) について】 「利益相反ポリシー」を2022年2月の理事会で承認、同日より適用している。 | 44. 「利益相反規程」 45. 「利益相反ポリシー」 |
| 32 | [原則8] 利益相反を適切に管理すべきである | (2) 利益相反ポリシーを作成すること | 【審査基準 (1) について】 「利益相反ポリシー」を2022年2月の理事会で承認、同日より適用している。 | 45. 「利益相反ポリシー」 |
| 33 | [原則9] 通報制度を構築すべきである | (1) 通報制度を設けること | 【審査基準 (1) について】 通報窓口について、当協会HPを通じて、恒常的に関係者に周知している。 < https://www.jaka.jp/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0/%E3%81%8A%E5%95%8F%E5%90%88%E3%82%8F%E3%81%9B/ > 【審査基準 (2) について】 「通報相談窓口規程」を、2022年3月の理事会で承認、同日より適用している。同規程第5条において、相談内容に関する守秘義務を課している。 【審査基準 (3) について】 「通報相談窓口規程」第5条において、情報の取扱いについて情報管理を徹底している。 【審査基準 (4) について】 「通報相談窓口規程」第6条において、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 【審査基準 (5) について】 役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底するため、今後コンプライアンス教育を行っていく。 | 46. 「通報相談窓口規程」 一般社団法人日本カバディ協会HP開示 |
| 34 | [原則9] 通報制度を構築すべきである | (2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること | 【審査基準 (1) について】 相談窓口は倫理委員会の下に設置されており、倫理委員会委員として弁護士1名が配置されている。 | 46. 「通報相談窓口規程」 29. 「倫理委員会名簿」 |
| 35 | [原則10] 懲罰制度を構築すべきである | (1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること | 【審査基準 (1) について】 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を倫理規程によって定めている。 【審査基準 (2) について】 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続は、HPに倫理規程を公開し周知している。 【審査基準 (3) について】 今後、処分審査を行うに当たって、処分者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを処分手続規程に定めている。 【審査基準 (4) について】 今後、処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを処分手続規程に定めている。 | 12. 「倫理規程」 47. 「処分手続規程」 |
| 36 | [原則10] 懲罰制度を構築すべきである | (2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること | 【審査基準 (1) について】 処分手続規程第5条に、処分審査を行う者は、倫理委員会としている。倫理委員会は、専務理事を委員長とし、中立性及び専門性を有する弁護士を含めて構成している。 | 47. 「処分手続規程」 29. 「倫理委員会名簿」 |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|--|--|---|---|
| 37 | [原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | (1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること | 【審査基準(1)について】 倫理規程第10条に、「本協会のする決定に対する不服申立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。」と明記している。 【審査基準(2)について】 自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含むあらゆる決定を広く対象に含んでいる。 【審査基準(3)について】 申立期間について合理的ではない制限を設けていない。 | 12. 「倫理規程」 |
| 38 | [原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | (2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること | 【審査基準(1)について】 倫理規程第10条2項に、「処分結果を通知する際に、処分対象者に対し、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁の活用が可能である旨とその方法、手続きの期限等が記載された書面を交付しなければならない。」と明記している。 | 12. 「倫理規程」 |
| 39 | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること | 【審査基準(1)(2)について】 「リスク管理規程」を2022年4月の理事会で承認、同日より適用している。 【審査基準(3)について】 リスク管理規程に、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。 【審査基準(4)について】 リスク管理規程に、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んでいる。 また、今後不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築し、倫理規程や懲罰規程等に従い適切に処分する。 | 48. 「リスク管理規程」 |
| 40 | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施 | 【審査基準(1)について】 過去4年間に於いて、当協会内の不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。 | なし |
| 41 | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施 | 【審査基準(1)について】 過去4年間に於いて、当協会内の不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。 | なし |
| 42 | [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと | 【審査基準(1)について】 今後、地方組織等との間の権限関係を明確にするため、地方組織等との間の権限関係を定める規程を、2024年3月までに策定する。 【審査基準(2)(3)について】 地方組織等の代表等が集まる支部会を通し、地方組織等の組織運営及び業務執行について、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を実施している。 | 49. 「令和4年度第1回全国支部会会議議事録」 50. 「令和4年度SGW登録団体対象コンプライアンス研修【概要版】」 |
| 43 | [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと | 【審査基準(1)について】 地方組織等の代表等が集まる支部会を通し、地方組織等の運営者に対して、情報提供や研修会の実施等による支援を行っている。 地方組織等に対して、法律、運営等のサポートを提供する旨を、支部会等を通じて周知している。 | 49. 「令和4年度第1回全国支部会会議議事録」 50. 「令和4年度SGW登録団体対象コンプライアンス研修【概要版】」 |